

別紙－3 廃棄物の排出方法

廃棄物の排出方法は、「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」（平成 17 年環境省令第 28 号）第 6 条及び同省令別表のとおり、「当該船舶の航行中には排出しない。」に適合するため、具体的には以下の方法によって廃棄物を排出する。

また、排出海域に堆積する土砂の堆積厚ができるかぎり均等になるよう、各回の排出開始地点は排出海域内の一箇所に集中することなく均等になるよう留意する。

(1) 使用船舶

一般水底土砂の発生から排出するまでの過程において使用する船舶の仕様及び使用台数の組み合わせを表 3.1 に示す。No.1～No.3 の組み合わせより選定する計画であるが、本事業において実際に使用される船舶等は未定であり、土運船の規格が変更になる可能性があるため、制約条件として、土運船に積載する土砂量は最大 500m³に制限する計画とする。

表 3.1 使用する船舶

区分	工種	使用船舶	仕様	使用台数
No.1	浚渫・運搬・排出	グラブ浚渫船	バケット容量 2.6m ³ 積載容量 300m ³ 積	1
		引船	1,200PS 型	1
No.2	浚渫・運搬・排出	グラブ浚渫船	バケット容量 4.5m ³ 積載容量 700m ³ 積	1
		引船	1,138PS 型	1
No.3	浚渫	グラブ浚渫船	バケット容量 2.5m ³	1
	運搬・排出	土運船	底開式非自航船 積載容量 200m ³ 積	1
		引船	450PS×2 型	1

注) 実際に使用する土運船等は未定である。土運船の規格の決定は浚渫時の受注者の所有実態等に影響されるため、土運船の規格が変更になる可能性がある。規格が大きくなることで、排出海域への影響が大きくなることが懸念されるため、制約条件として、土運船に積載する土砂量は最大 500m³に制限する計画とする。なお、使用台数は、1 回の排出に使用する台数を示す。

(2) 排出手順

- ① グラブ浚渫船により浚渫範囲の海底を掘削し自船へ積み込む。または、横付けした土運船へ浚渫土砂を積み込む。
- ② 浚渫位置は、GPS 測位機にて浚渫範囲内であることを確認・記録する。
- ③ グラブ浚渫船又は土運船を浚渫区域から排出海域に GPS 測位機により確認しながら航行し、停船する。
- ③ 排出は、グラブ浚渫船の場合、備え付けのグラブにより排出する。土運船の場合は船底を開けて排出する。なお、航行中の排出は行わない。1 回 1 台当たりの排出に要する時間はグラブ浚渫船の場合 1 時間程度、土運船の場合 10 分程度である。排出中においても排出位置が排出海域内にあることを確認しながら実施する。なお、排出海域の海洋条件により排出中に排出海域外に移動する可能性が予見される場合には、排出は行わないものとする。
- ④ 排出量はポールスタッフ等を使用して、船倉内を検尺することにより算出する。また、排出開始時および終了時に GPS により座標値を読み取り、排出開始・終了位置をグラブ浚渫船又は土運船に備え付けの廃棄物処理記録簿に記録する。
- ⑤ 本庄漁港に帰港



図 3.1 グラブ浚渫船（左）及び土運船（右）

(3) 排出回数（頻度）

排出海域への 1 回あたりの排出量は、最大 500m³ であり、300 m³ 又は 200 m³ の土運船等を用いる可能性がある。

このため、排出の回数は、必要浚渫量 (17, 100m³) 及び 1 回あたりの排出量 (500m³、300m³、200m³) から、以下の回数を計画している。

- ・ 排出量 500 m³ の場合：17, 100m³/500m³≒35 回
- ・ 排出量 300 m³ の場合：17, 100m³/300m³≒57 回
- ・ 排出量 200 m³ の場合：17, 100m³/200m³≒86 回

また、1 日あたりの排出回数は、2 回程度を計画している。

ただし、上記計画は 1 回の投入量を最大 (500m³、300m³、200m³) としているが、土運船の規格や就業時間、気象条件及び周辺状況等による安全性の考慮により、土運船への積込量を減ずる場合、排出回数は上記より増加する。